

# 適正な利用者負担の導入指針

世田谷区

平成22年12月

## 目次

1．主旨	-----	1
2．目的	-----	1
3．基本的な考え方	-----	1
4．適正な利用者負担の見直し	-----	3
< 参考資料 >	-----	4

## 1. 主旨

平成22年度に世田谷区政策検証委員会を設置し、「行政と民間の役割分担について」、「サービス提供体制について(外郭団体との連携)」及び「受益と負担のあり方について」の3つの視点から、今後の方向性についての検証が行われた。

このたび、視点の1つである「受益と負担のあり方」について、税外収入の確保の観点と合わせて、利用者負担の適正化に向けた考え方をまとめたので、その考え方に基づき、各所管部における検討を推進するものである。

## 2. 目的

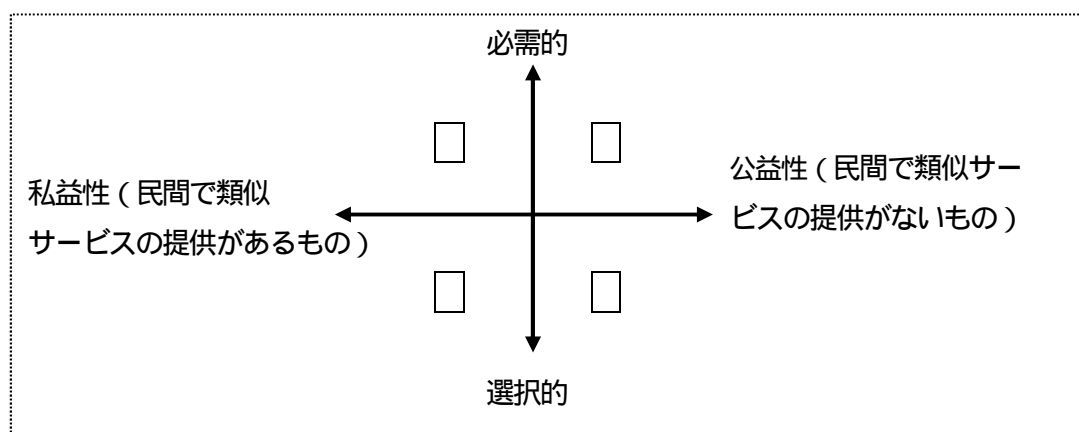
この指針は、全ての利用者負担について、利用する者と利用しない者との公平性を保つことや、サービスの公共性の度合い等を踏まえたうえで、利用者負担の適正化を図ることを目的とする。

## 3. 基本的な考え方

利用者負担の見直しにあたっては、事業の政策目的と照らし合わせながら、利用者負担の範囲や積算内容を明確にするなどの検討を行い、区民等利用者の理解を得るために、必要経費の精査と行政の関与度合いを検証する。

利用者の負担率を設定するにあたり、行政サービスの性質や関与等を以下に区分し、利用者負担率の類型に基づいた各所管部における検討を行う。

### 行政サービスの性質別区分(例示)



(1) 利用者負担率の類型

区分□ 必需的であり、公益性の高いもの（民間で類似サービスの提供がないもの）

区民生活に不可欠であり、基礎的なもので公共性が高く、行政によるサービス提供が必要な費用は、原則として行政が負担する。

（例）道路、公園、図書館など

利用者負担率 0割

区分□ 必需的であり、私益性の高いもの（民間で類似サービスの提供があるもの）

特定の個人に対する必需的サービスで、行政が行っているサービスではあるが、一方、民間においても行われているものの費用は応能負担を原則とし、行政と利用者が負担する。

（例）区営住宅、福祉サービスの負担金、学童クラブ、保育料など

利用者負担率 1～5割

区分□ 選択的で公益性の高いもの（民間で類似サービスの提供がないもの）

個人の趣味や価値観によって必要性が異なり、選択性が高いが、非採算的サービスであるものの費用は、応益負担を原則とし、行政と利用者が負担する。

（例）区民センター等施設利用料、講習会参加費、健康診査等の負担金など

利用者負担率 1～5割

区分□ 選択的で私益性の高いもの（民間で類似サービスの提供があるもの）

他の区分と比較し、行政が提供する必然性が少なく、選択性が高いことから、採算的サービスであるものの費用は、原則として利用者が負担する。

（例）駐車場使用料など

利用者負担率 5～10割

## (2) 経費等の効率化

利用者に行政サービスに対する負担を求めるにあたっては、維持管理経費や事務経費等を算定の基礎とすることから、経費の抑制を行うとともに、事業実施手法の見直しを行うなど、効果的・効率的に実施できる方法を検討する。

## (3) 減免基準について

法で定められた場合や、社会政策的な配慮を要する場合など、本来の目的や必要性に応じて行う。

(例示)

- ・区、国または地方公共団体が行政目的に必要な場合(区主催事業の施設使用料など)
- ・法令等の規定に定められている場合(窓口事務手数料など)
- ・生活保護などの公的扶助を受けている者(保育料など)

なお、減免基準については、条例や規則、要綱等で定めるものとする。

## (4) 区民周知

新たに利用者負担を求めていく場合や、現行の利用者負担額を変更する場合などは、利用者負担の考え方を、区民等にわかりやすく説明、周知し、理解を求める。

## 4. 適正な利用者負担の見直し

原則として、すべての利用者負担を対象とし、定期的(概ね3年毎)に見直しを行う。

- 政策点検方針（平成22年8月）より引用 -

点検項目（4）適正な利用者負担等の導入

サービスの利用者負担、給付金等の所得制限等の導入

サービスを利用する区民と利用しない区民の間の公平性を保ち、サービス提供の財源を確保するため、サービス受給者から適正な利用者負担を求めること。

また、給付事業については、必要に応じた所得制限等の導入を図ること。

事業の効率化の徹底

利用者負担等の導入にあたっては、施策事業の効率化を徹底したうえで負担を求めていくこと。

利用者負担等の影響評価

利用者負担等の導入によって施策事業の目標達成を妨げられないことがないか、他の事例などを参照し、影響の予測を行うこと。また、利用者負担等の導入の影響を確認しながら段階的に進める方法なども考慮すること。

《例》

- ・ 無料事業に利用者負担を導入する際の利用者の減少などの影響予測
- ・ サービス利用者の有料化の段階的实施

点検対象事業例示

社会教育関係団体講師派遣

胃がん検診、大腸がん検診、肺がん検診、その他のがん検診

子ども医療費助成

緑と水のまちづくり（緑のカーテン講習会）

成人歯科健診（歯周疾患検診）

産前・産後歯科検診

健康教室

健康増進指導

健康度測定

元気体操リーダー養成・派遣

区民健康診断

成人健康診査

特定健康診査・特定保健指導ほか

運動指導員派遣

予防接種事業

子どものインフルエンザ予防接種への助成

任意の麻疹、風疹、MR予防接種への助成